

営業時間短縮要請にご協力いただいた 飲食店の皆様に協力金を支給します

コールセンターを設置します（12/24開設）

群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金受付センター

【電話番号】 050-5491-7661 **※電話対応のみ**

【受付時間】 午前9時～午後5時（土日、祝日を含む）
※12/29～1/3は休止

営業時間短縮要請の概要

対象業種	接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店 （午後10時から午前5時までの間の営業店舗） ※ 飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗を対象
内容	午後10時から午前5時までの間の営業自粛
備考	「 ストップコロナ！対策認定店 」は、感染防止対策を徹底することで営業を継続できます。 ※接待を伴う飲食店は、営業時間の短縮を要請します。

対象地域での要請期間と協力金の支給額

桐生市、伊勢崎市 太田市、館林市 みどり市	令和2年12月15日～12月28日（14日間）
	1店舗あたり 54 万円（店舗数に応じて加算）
大泉町、邑楽町	令和2年12月22日～12月28日（7日間）
	1店舗あたり 28 万円（店舗数に応じて加算）

主な支給要件

- 群馬県からの要請に応じて、**全時間を通して営業時間の短縮に協力**していただいた飲食事業者であること。
- 対象地域において、**業界ごとのガイドラインを遵守**し、感染防止対策を実施している店舗を持つ飲食事業者であること。
- 要請日以前に営業を開始した店舗**を持つ飲食事業者であること。

申請期間・申請方法（予定）

詳細は県ホームページにて公表

申請期間	令和3年1月14日（木）から受付開始	
申請方法	オンライン・郵送	
申請書配布期間等	配布期間	令和3年1月上旬から配布開始
	配布場所	行政県税事務所、市町村、商工会議所・商工会

申請書類（予定）

詳細は県ホームページにて公表

- 交付申請書・誓約書
- 食品衛生法に基づく、飲食店の営業許可証の写し
- 申請店舗の外観が分かる写真等（申請店舗全て）
- 要請期間の全期間で営業時間を短縮（終日休業）したことが分かる資料（例：張り紙、ホームページの写し等）（申請店舗全て）
- 酒類を提供していることが確認できる資料（申請店舗全て）（例：メニューの写真など）※酒類を提供する飲食店のみ
- 振込先の通帳等の写し（表紙をめくった見開きページ全体）
- 本人確認書類の写し（例：運転免許証）

（参考）支給要件確認フロー図

午後10時から午前5時までの間（一部の時間を含む。）も営業している接待を伴う飲食店、カラオケ店、酒類を提供する飲食店ですか？

はい

いいえ

【桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市の場合】
12月15日（火）から12月28日（月）の全期間、
営業時間を午後10時までに短縮（又は休業）しましたか？

【大泉町、邑楽町の場合】
12月22日（火）から12月28日（月）の全期間、
営業時間を午後10時までに短縮（又は休業）しましたか？

はい

いいえ

【協力金の対象】
例1) 時短し、午後10時で営業終了した
例2) 終日休業した

【協力金の対象外】
例1) 従来から営業が午後9時まで
例2) 午後10時以降の酒類提供のみを自粛した

【各種支援策に関する問い合わせ先】 ※電話対応のみ
群馬県感染症対策県内企業ワンストップセンター（産業政策課内）
（電話）027-226-2731（ダイヤルイン）
（受付時間）平日：午前8時30分から午後5時15分まで